

# 原木しいたけを出荷・販売する皆様へ

平成 26 年 11 月 10 日  
千葉県農林水産部森林課

千葉県内の一部の市町村では、放射性物質汚染に伴い依然として原木しいたけの出荷制限・自粛要請が継続していますが、これらの市町村においても、必要な要件を満たした一部の生産者に限り、出荷制限等が解除されています（一部解除といいます）。

そこで、原木しいたけを出荷・販売する際は、以下のとおり表示していただくようお願いいたします。

## 1 生しいたけの表示事項について

出荷制限等を受けていない生産者の皆様が出荷・販売される場合は、JAS法に基づく表示に加え、産地の市町村名と、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いいたします。

なお、出荷制限が解除された生産者の皆様については、上記に加え生産者の住所、氏名の表示もお願いいたします。

名称（一般的な名称）	}	JAS法に基づく表示
原産地（県名）		
栽培方法（原木・菌床の区分）		
<b>生産形態（露地・施設の区分）</b>	}	<b>追加表示</b>
<b>原産地（市町村名）</b>		
<b>生産者の住所、氏名</b>	}	<b>出荷制限が解除された生産者の場合</b>

## 生しいたけ表示例

名 称	：	しいたけ
原産地	：	千葉県〇〇市
栽培方法	：	原木
<b>生産形態</b>	：	<b>露地栽培（又は施設栽培）</b>
<b>生産者</b>	：	<b>〇〇市〇〇 △△△△-△ 〇山〇郎</b>

## 出荷制限中の市町村

露地栽培：我孫子市、君津市、流山市、佐倉市、印西市、白井市、千葉市、  
八千代市、山武市、富津市、（成田市）成田市は県による出荷自粛要請中  
施設栽培：君津市、山武市、富津市

## 2 乾しいたけの表示事項について

乾しいたけは、生しいたけを原材料とした加工品であり、JAS法に基づく表示では製造者（乾燥加工を行った者）の住所氏名などを表示することとされていますが、出荷制限中の生しいたけを原材料として使っていないことを示す必要があるため、

生しいたけの産地の市町村名と、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いします。

更に、出荷制限が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名と解除年月日、採取年月の表示もお願いします。

乾しいたけ表示事項

- 名称（乾しいたけ）
  - 原材料名（しいたけ（原木・菌床））
  - 原料原産地名（国産、又は県名等）
  - 内容量
  - 賞味期限（年月日（3箇月超の場合は年月で可））
  - 保存方法
  - 製造者（乾しいたけ加工者の住所氏名）
  - 原料原産地名（市町村名）**
  - 生産形態（露地・施設の別）**
  - 生しいたけ生産者（生しいたけ生産者の住所氏名）**
  - 解除年月日（解除され市町村に登録された年月日）**
  - 生しいたけ採取年月**  
（登録された月に採取したものは年月日を記載）
- } JAS法に基づく表示  
 } 追加表示  
 } 制限解除された生産者の生しいたけを用いる場合

乾しいたけ表示例

名 称	: 乾しいたけ※				
原材料名	: しいたけ（原木）				
原料原産地名	: 千葉県〇〇市				
	<u>露地栽培（又は施設栽培）</u>				
	<u>生産者は製造者と同じ（異なる場合は住所氏名を記す）</u>				
	<u>解除年月日 〇年〇月〇日</u>				
	<u>採取年月 〇年〇月（〇日）</u>				
内 容 量	: 〇〇g				
賞味期限	: 〇年〇月〇日				
保存方法	: 直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存				
製 造 者	: 千葉県〇〇市〇〇 ΔΔΔΔ-Δ 〇山〇郎				

※乾しいたけ品質表示基準により「乾しいたけ」と表示するよう定められている。

なお、加工、選別状況により「乾しいたけ（スライス）」「乾しいたけ（どんこ）」「乾しいたけ（こうしん）」と表示することもできる。

お問 合せ先	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話 0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04(7092)1318
	千葉県農林水産部森林課林業振興室	電話 043(223)2966